

昭和三十二年法律第三百三十六号

預金等に係る不当契約の取締に関する法律

(定義)

この法律において「金融機関」とは、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法

(昭和二十四年法律第八十一年号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会その他

預金等の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。

この法律において「預金等」とは、預金、貯金、定期積金、銀行法(昭和五十六年法律第五十

九号)第二条第四項に規定する掛金(次項において「掛け」という。)及び金融機関の信託業務

の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第六条に規定する契約による金銭信託をい

う。

この法律において「特別の金銭上の利益」とは、利息、手数料、礼金その他のいずれの名義をも

つてするかを問わず、預金等をする者が当該預金等に関し臨時金利調整法(昭和二十一年法律第

百八十一号)第二条の規定により定められた最高限度の金利による利息(定期積金又は掛け金にあ

つては、これらの契約に係る給付金額から払込金又は掛け金の金額の合計額を控除した金額に相当

するもの)及び配当のほかに受けける金銭上の利益をいう。

(預金等に係る不当契約の禁止)

第二条 金融機関に預金等をすることについて媒介をする者は、当該預金等に關し、特別の金銭上の利益を得る目的で、特定の第三者と通じ、当該預金等に係る債権を担保として提供することなく、当該金融機関がその者の指定する特定の第三者に対し資金の融通をし、又は当該第三

者のために債務の保証をすべき旨を約してはならない。

第二条 金融機関に預金等をすることについて媒介をする者は、当該預金等に關し、当該預金等をする

者に特別の金銭上の利益を得させると目的で、特定の第三者と通じ、又は自己のために、当該金融

機関を相手方として、当該預金等に係る債権を担保として提供することなく、当該金融機関がそ

の者の指定する特定の第三者若しくは自己に対し資金の融通をし、又はその者の指定する特定の

第三者若しくは自己のために債務の保証をすべき旨を約してはならない。

第三条 金融機関は、預金等をし、又はその媒介をする者で前条第一項又は第二項に規定する目的

を有するものを相手方として、当該預金等に係る債権を担保とすることなく、これらの規定に規

定する旨を約してはならない。

(罰則)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

一 第二条の規定に違反した者

二 いづれの名義又は方法をもつてするかを問わず、第二条の規定の禁止を免れる行為をした者

は、三年以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

二 いづれの名義又は方法をもつてするかを問わず、第三条の規定の禁止を免れる行為をしたと

き。

2 金融機関の役員又は職員は、第三条に規定する旨を約した場合には、その相手方が第二条第一

項又は第二項に規定する目的を有することを知らなかつたことを理由として、前項の処罰を免れることは、この限りでない。

3 前項の場合において、同項に規定する目的を有することを知らなかつたことについて過失があ

るにとどまるときは、情状によりその刑を免除することができる。

第六条 法人(法人でない団体又は財團で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の

業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。

前項の規定により法人でない団体又は財團を处罚する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体又は財團を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の民事訴訟に関する法律の規定を準用する。

この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四五年六月一日法律第一一一号) 抄

附 則 (昭和四九年三月一二日法律第四号) 抄

附 則 (昭和五六年六月一日法律第六一号) 抄

附 則 (昭和五十六年法律第五十九号) の施行の日から施行する。

附 則 (平成四年六月二六日法律第八七号) 抄

附 則 (平成一六年一二月三日法律第一五四号) 抄

規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第一百一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後につた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百二条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

(施行期日)
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日